平成２８年（フ）第３１号
愛知県一宮市萩原町萩原字友重59番地
債務者　野村　　豊
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―302号
債務者　宇城由利子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２１号
大阪府守口市菊水通１丁目７番25―210号
債務者　山下由紀子（旧姓仲林）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７号
大阪府箕面市新稲１丁目７番10号
債務者　福島　雅之
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番90号　永橋ハイツ203号、前住所大阪市東住吉区住道矢田１丁目21番26号
債務者　永谷　順子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９１号
大阪市西区九条１丁目１番６―504号
債務者　多田　　勇
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９号
香川県高松市昭和町２丁目16番３号　ホワイトヒル昭和305号
債務者　山﨑真有美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８９号
香川県善通寺市善通寺町1757番地１ピュアコートＣ棟117号
債務者　齋藤　直子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市上之園町６番地４（坂元コーポ502号）
債務者　平島　大司
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２号
釧路市愛国東１丁目25番８号
債務者　工藤　敏弘
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９５６号
千葉県習志野市東習志野６―11―７　アビア泉203、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区小倉４丁目13番４―203号　市営住宅
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４３号
千葉県船橋市丸山５丁目45番１号　フラワーコーポ202号
債務者　相馬亜粧美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７４号
千葉市稲毛区園生町260番地５　ビラ柏台２―21号
債務者　境　　みき（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８１号
千葉市中央区白旗３丁目９番16号エステートピア21―102号
債務者　浮谷　一美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８２号
千葉県船橋市行田３丁目１番９棟908号
債務者　匠　　弥生
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９２号
千葉県習志野市実籾１丁目14番11号
債務者　石井恵美子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９４号
千葉県市川市富浜３丁目12番18号（ハイツ後藤101号）
債務者　大久　　瞳
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係